

警察官以外の警察職員に対する被服の貸与に関する訓令の制定について（例規）

最終改正 平成26. 12. 26 例規務第35号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

一般職員のうち、特定の業務に従事する者に対する被服等の貸与については、その職務の内容に応じ、そのつど措置してきたのであるが、このたび、別添のとおりみだしの訓令を制定し、7月7日から施行することとしたので、次の諸点に留意し、取扱い上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨および要点

この訓令は、従来からすでに貸与している被服等の制式、形状および貸与期間について一部改正を加え、具体的に規定化したもので、改正した要点は次のとおりである。

- (1) 従来貸与していた品目に検討を加え、実情にそようにした。
- (2) 被服を貸与する職種に印刷作業従事員、電気整備員および営繕工作人員を加えた。
- (3) 必要により、訓令に定める貸与品以外の被服を備え付け、職員に共用させることができることとした。

2 貸与被服の取扱いについて

(1) 貸与品の員数、貸与期間等について（訓令第2条）

貸与被服は、予算の関係で員数を変更し、または貸与期間を延長することがあるから、その保存手入れについては特に留意するとともに、滅失またはき損の防止に配慮すること。

(2) 貸与被服の支給について（訓令第5条）

貸与期間の満了した被服は、総務部長の認定により本人に対し支給することがあるが、この場合においては、警察職員であることを標示するボタン、日章等はとりはずすこと。

(3) 貸与被服の着用について（訓令第6条）

貸与された被服は、勤務中着用の義務が課せられているのであるから、所属長の承認なく私服を着用しないこと。また、被服を貸与する目的は、勤務条件の適正化と能率の向上を図り、あわせて服装の端正を期するものであるから、改造または変形をしないことはもちろん、勤務時間外において貸与被服を着用することのないよう留意すること。

(4) 弁償について（訓令第8条）

貸与被服を滅失又はき損したときは、所属長を経て警察本部長に報告するものとする。

なお、弁償額の算定等については、「警察官等に対する被服の支給及び貸与に関する条例施行規則」（昭和29年京都府公安委員会規則第6号）第8条に準じて取り扱うものとする。

3 その他

被貸与者に対する被服の交付、返納手続および給貸与品原簿の整理等については、警察官の例に準ずるものとする。